

「カンボジア教育支援基金」会則

第1条 (名称)

本会は「カンボジア教育支援基金 (Kampuchea Education Assistance Fund-Japan)」(以下本会)と称する。

第2条 (事務所)

本会は主たる事務所を、東京都渋谷区広尾 4-2-24 JICA 地球ひろば気付とする。

ただし、連絡先は事務局長宅とする。

第3条 (目的)

本会はカンボジアの教育復興の支援を目的とする。

第4条 (活動及び事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動及び事業を行なう。

1. 情報収集及び広報
2. 学習会・講演会・その他のイベント
3. 支援募金活動
4. 関係団体・グループとのネットワーク
5. カンボジアの人々との交流
6. その他前条の目的を達成するための諸事業

第5条 (会員及び会費など)

1 会員は本会の目的に賛同するものを以って構成し、次の区分からなる。

- (1) 普通会員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員
- (4) 法人・団体会員

2 会員及び会費等に関する細則は、理事会でこれを定める。

第6条 (役員及び組織・運営)

1. 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上 15名以内 その中から会長、副会長、事務局長を選任する。
- (2) 監事 2名
- (3) 顧問 必要に応じて若干名

2. 役員を選出及び任期

総会により選出され、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3. 事務局をおく。

事務局は事務局長および事務局員で構成する

第7条 (事務局運営会議)

1. 第5条に定める活動および事業を行うため、事務局運営会議をおく。

- (1) 事務局運営会議は理事と事務局員で構成し、原則として月1回以上開催する。監事および会員、継続的な支援者は同会議に出席することができる。
- (2) 事務局運営会議は理事および事務局員合わせて5人以上の参加によって成立する。事務局運営会議の議決が必要な場合は、出席理事および事務局員の過半数によって決する。
- (3) 運営会議が行った重要な決定およびその実施については、理事会に報告、承認を求める。重要な決定とは細則の制定及び改変、予算の変更、契約の締結・変更、代表者名公文書の発行等を言う。

2. 事務局は日常的な会の運営・活動および事業の実施にあたる。

第8条 (総会)

1 通常総会は年1回とし、会長が招集する。会長が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

2 総会は全会員の過半数の出席(委任状含)をもって成立する。

- 3 総会は会の活動の主たる事項について審議し、会員の過半数によって決する。
- 4 会長は会員の2分の1以上、理事2分の1以上、及び監事からの請求があれば、総会を開かなければならない。
- 5 総会の議事は、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名署名の上、これを保存する。

第9条 (理事会)

1 理事会の構成

理事会は理事をもって構成し、議長は会長が務める。

2 理事会の機能

理事会は本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画・収支予算事業報告及び収支決算
- (2) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項

3 理事会の招集

- (1) 理事会は毎事業年度2回以上、会長が招集する。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- (3) 会長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、文書（FAX、Eメールを含む）をもって通知しなければならない。

4 定員数及び議決

- (1) 理事会は、理事現在数の2分の1以上のものが出席しなければ、議事を議決することができない。但し、当該議事につき、書面をもってあらかじめ委任する意思を表示した者は出席とみなす。
- (2) 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 議事録

理事会の議事は、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名署名の上、これを保存する。

第10条 (監事)

監事は事業及び会計の監査を行う。

第11条 (会則の変更)

この会則は、総会において会員の3分の2以上の議決を経て変更できる。

第12条 (解散)

本会の解散は、総会において会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第13条 残余財産の処分

本会の解散に伴う残余財産は、本会の事業を継承する団体に寄付する。但し、本会の事業を継承する団体が無い場合には、本会の目的に類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第14条 (経費)

本会の経費は会費、寄付金や事業収入等で賄う。

第15条 (会計年度及び監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。
- 2 会計監査を年1回行う。

第16条 補則

本会則に定めなき事項については、理事会で決定する。

第17条 付則

- 1 本会則は2007年4月8日より施行する。
監事は今回のみ理事会に一任し、次回総会で決める。
新年度予算修正案については、前年度の予算を併記する。
- 2 本会則は2008年11月16日一部改正。
- 3 本会則は2009年3月1日一部改正。

カンボジア教育支援基金会員・会費規定

当会会則第5条2項の定めにより、以下の会員並びに会費を定める。

- (1) 普通会员 2,000 円
- (2) 賛助会員 5,000 円
- (3) 特別会員 10,000 円
- (4) 法人・団体会員 (1口1万円以上)

1 本規定は2009年3月1日、2009年度第1回理事会で採択された。